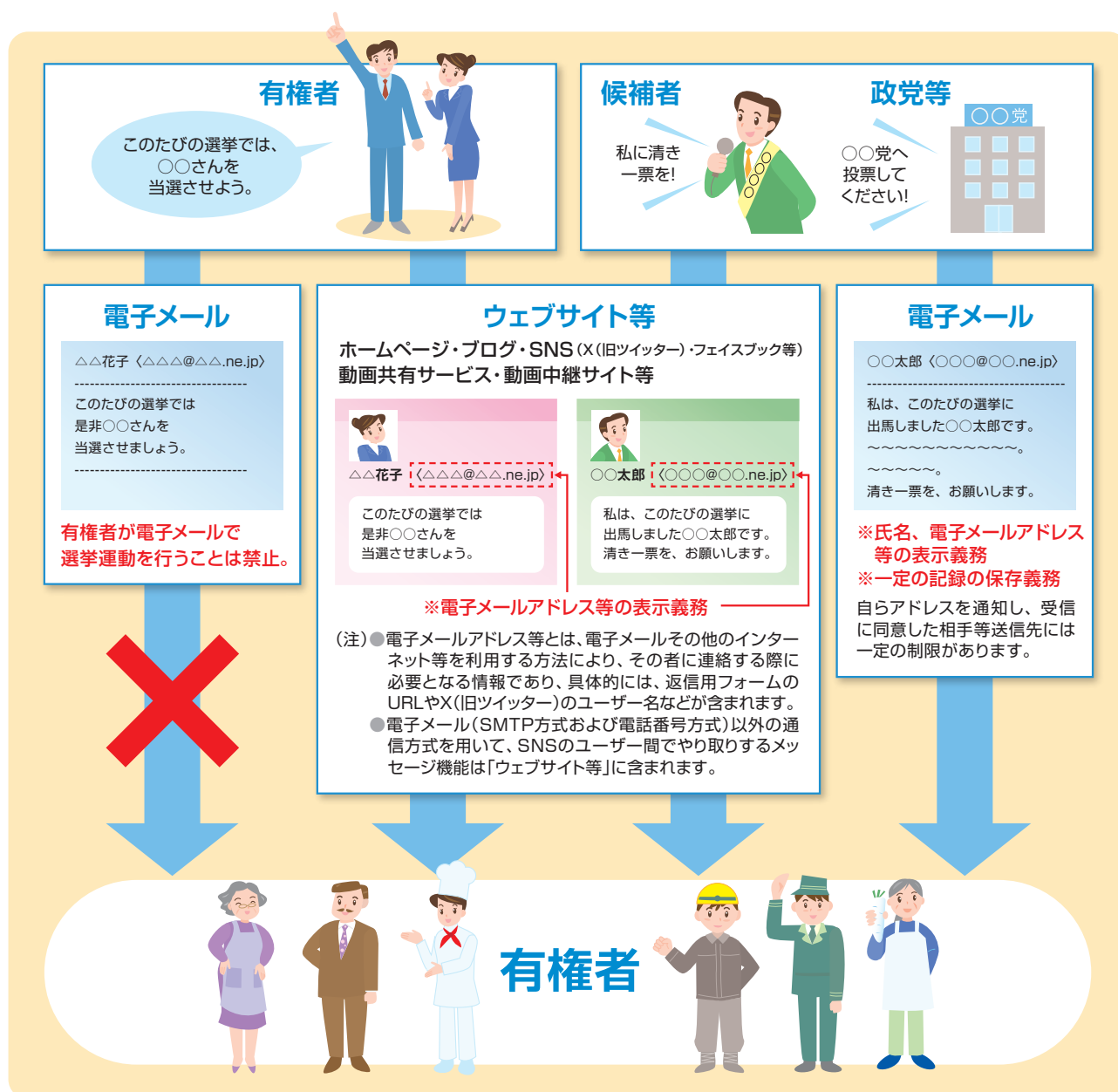


インターネット選挙運動

平成25年4月の法改正により、国政選挙、地方選挙においてインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。

- ①有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X（旧ツイッター）やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりましたが、電子メール（SMTP方式および電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動が可能になりました。





インターネット選挙運動で禁止されていること(例)

●年齢満18歳未満の者が選挙運動をすること

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません。

●選挙運動期間外に選挙運動をすること

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされてから投票日の前日までしかすることができません。

●有権者が電子メールを使って選挙運動をすること

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限られます。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。

●HPや電子メール等を印刷して頒布すること

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません。



ワンポイントガイド

報道等でインターネット選挙運動のことを「ネット選挙」と略すこともあったため、「インターネットを利用して投票をすることができる」と勘違いしている方がいるようね。

総務省がインターネット選挙運動の解禁後に調査を行ったところ（インターネットモニター調査・標本2000）、「インターネットを利用して投票すること」に対し、「できない」と正答した方は51.9%に留まり、半数近くの方は、「できる（18.8%）」と誤答したりあるいは「わからない（29.3%）」と答えています。インターネットを利用して投票ができることではないので注意してね。